

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月27日
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 村上 尚登
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 高橋 淳悦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2854
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 菊池 禎哉
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当行「第97期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会」並びに「第一種優先株主様による種類株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 第97期定時株主総会

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### (会社提案)

##### 第1号議案 剰余金処分の件

###### 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金2円50銭（配当総額236,844,790円）

効力発生日 平成29年6月23日

当行第一種優先株式1株につき金0円14銭（配当総額5,600,000円）

効力発生日 平成29年6月23日

##### 第2号議案 株式併合の件

###### 併合する株式の種類

普通株式及び第一種優先株式

###### 併合の割合

普通株式及び第一種優先株式のいずれについても、10株を1株の割合で併合するものであります。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配するものであります。

###### 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

###### 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3,000万株

##### 第3号議案 定款一部変更の件（その1）

株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって当行定款第6条に規定される普通株式及び第一種優先株式の発行可能株式総数を3億株から3千万株に変更するものであります。

単元株式数を、平成29年10月1日をもって1,000株から100株に変更するものであります。

##### 第4号議案 定款一部変更の件（その2）

会社法の条文の項数の変更に伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

##### 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、宮田俊平及び齋藤淳夫を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果  
(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	61,800	134	45	(注)1	可決(91.75%)
第2号議案 株式併合の件	61,784	170	45	(注)2	可決(91.73%)
第3号議案 定款一部変更の件(その1)	61,782	165	45	(注)2	可決(91.72%)
第4号議案 定款一部変更の件(その2)	61,803	144	45	(注)2	可決(91.75%)
第5号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
宮田 俊平	61,648	299	45		可決(91.52%)
齋藤 淳夫	61,697	250	45		可決(91.60%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 4. 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。なお、割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

2. 普通株主による種類株主総会

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容  
(会社提案)

第1号議案 株式併合の件  
定時株主総会決議事項第2号議案の通りであります。

第2号議案 定款一部変更の件  
定時株主総会決議事項第3号議案の通りであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 株式併合の件	61,767	187	45	(注)1	可決(91.70%)
第2号議案 定款一部変更の件	61,783	170	45	(注)1	可決(91.73%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。なお、割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

### 3. 第一種優先株主による種類株主総会

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 株式併合の件

定時株主総会決議事項第2号議案の通りであります。

第2号議案 定款一部変更の件

定時株主総会決議事項第3号議案の通りであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 株式併合の件	40,000	-	-	(注)	可決(100.00%)
第2号議案 定款一部変更の件	40,000	-	-	(注)	可決(100.00%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

以上